

## 令和8年度「大学生等による部活動支援ボランティア事業」実施要項

### 1 趣旨

県内の公立中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校（以下、「学校」という。）の部活動に大学生等をボランティアとして派遣することにより、部活動指導の充実を図る。

### 2 派遣の対象となる大学生等

原則として、地域社会にスポーツを通して貢献したい者、又は将来、地域社会の指導者として活動を希望する者、教師を目指す者で、県教育委員会と連携する県内の12大学※に在籍する者とする。

※日本大学国際関係学部、常葉大学、静岡県立大学、東海大学静岡キャンパス、静岡英和学院大学、静岡大学、静岡福祉大学、静岡理工科大学、静岡産業大学、静岡文化芸術大学、浜松学院大学、浜松医科大学

### 3 派遣期間等

原則として、令和8年5月から令和9年2月末までの間で、学校と大学生等が相談して決定する。

### 4 活動内容

大学生等は「部活動支援ボランティア」として、顧問の部活動指導を補助する。

### 5 研修

事前研修は、学校長が大学生等に対し実施する。その後、県教育委員会が研修会を実施する。

### 6 保険への加入

県教育委員会は、大学生等に対するスポーツ安全保険の加入手続きを行い、完了後にその旨を学校へ連絡する。

### 7 活動の開始

「部活動支援ボランティア」としての活動は、原則として、校長から、活動する上での注意事項等（別紙「外部指導者に関する誓約事項」及び、別紙「活動に関する注意事項」）について説明を受けた後及び保険の加入手続きが完了した後に行う。

### 8 連絡調整

県教育委員会は、実施方法等について大学、大学生等、市町教育委員会、県立学校と連絡調整を行う。

### 9 活動に関する注意事項等

別紙に定める。